

平成 24 年 6 月 18 日
水道・交通委員会
交 通 局

交通局バス乗務員の不適切な金銭取り扱いについて

1 自動車本部鶴見営業所のバス乗務員による公金横領について

(1) 概要

5月24日（木）に市民から通報を受け、自動車本部鶴見営業所のバス乗務員（嘱託員）の運転状況を確認したところ、乗客から乗車料金を直接手で受け取る、不適切な金銭の取り扱いをしていたことが判明し、その後の調査で、当該職員が手で受け取った乗車料金をつり銭器に投入することなく、数回にわたって公金を横領していた疑いが強まりました。

本人から事情聴取をしたところ、乗車料金を手で受け取った上で自家用車の中に保管していたことは認めたものの、私的流用については否定しています。

このため、神奈川県警察に対応を相談し、6月8日（金）に業務上横領の疑いで被害届を提出し、同日記者発表を行いました。

(2) 職員

自動車本部鶴見営業所 嘱託員（バス運転手）40歳・男性（採用：平成20年9月）

(3) 被害額

8,520円

料金回収データとドライブレコーダーにより確認された5日分の被害額

（5月24～26日、29日、30日分）

(4) 本件への対応

乗車料金を手で受け取り、つり銭器に投入することなく自家用車の中に持ち込んだ公金横領を理由に、当該職員を本日付で懲戒解雇としました。

横領に関する詳細については、神奈川県警察により現在調査中ですが、今後、被害額を確定させて、本人に請求します。

2 これまでの全乗務員を対象とした調査状況について

(1) 調査体制

6月5日（火）に局内に「バス運賃の不適切な取り扱いに関する内部調査委員会」（委員長：交通局長）を設置しました。

現在、委員会を中心に本件に関する原因究明を進め、乗車料金の取り扱いに関する実態調査を行うとともに再発防止策を検討しています。

(2) 調査目的

バス乗務員が乗務する中で①乗車時、お客様が乗車料金の額を誤って投入したり、系統を間違えて乗車した際の対応として、現金で返金せざるをえない状況があり、②乗務員があらかじめ所持している返金用つり銭資金 470 円（100 円×4 枚、10 円×7 枚）が不足した際には、やむを得ず他のお客様の乗車料金を手で受け取り、返金に充てる場合がありうることから、現金の取り扱いに関する実態を調査しました。

(3) 調査内容

6月6日(水)から10日(日)にかけて、子会社を含むバス全乗務員 1,429 人（6月1日現在、病気休暇・休職中等の乗務員除く）を対象に、聞き取り調査を実施しました。具体的な調査項目と結果は次表のとおりです。

調査項目	人数	割合
①返金用つり銭資金（470 円）が足りなくなったことがある。	390 人	27.3%
②お客様に対して私金で返金したことがある。	360 人	25.2%
③つり銭器の故障等により、やむを得ず一時的に乗車料金を手で受け取ったことがある。	718 人	50.2%

現在は、ドライブレコーダーの記録による確認作業を順次進めているところです。

(4) これまでの調査で判明したこと

調査の中で、遺憾ながら乗車料金を直接手で受け取る不適切な金銭の取り扱いをし、横領していた疑いの強い案件が明らかになりました。

ア 乗務員

緑営業所 バス運転手（横浜交通開発株式会社社員） 43 歳・男性

※ 緑営業所のバス運行業務は横浜交通開発株式会社に委託しています。

イ 被害額（現時点で判明している額）

3,550 円

料金回収データとドライブレコーダーにより確認された 2 日分の被害額

（5 月 31 日、6 月 1 日分）

ウ 本件に対する対応

現在、神奈川県警察に相談し、詳しく内部調査を進めていますが、今後、鶴見営業所での案件と同様、厳正に対処します。

3 再発防止策について

今回の事案を受け、当面の対策として、不適切な金銭取り扱いを撲滅するため、

- ①全乗務員に対して乗車料金を手で受けることの禁止を徹底（やむを得ない場合を除く）
- ②全乗務員を対象としたドライブレコーダー調査を実施
- ③営業所での終業点呼時に返金用つり銭資金の確認を徹底
- ④添乗調査員による調査の際に金銭取り扱いに関する調査を重点化

などを実施するとともに、併せて、「バス運賃の不適切な取り扱いに関する内部調査委員会」による検討の中で、つり銭資金の取り扱いの見直しなど、業務実態を踏まえた適切な再発防止策を講じます。